

事業計画概要書

1 応募者

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名	
電話番号／FAX番号	
担当者名／E-mail	

2 応募内容

補助種別	☐ 改修費補助 ☐ 家賃低廉化補助 ☐ 家賃債務保証料等低廉化補助
------	--

3 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の名称及び所在地等

住宅名							
所在地	福岡市	区					
登録住宅の場合※1	登録番号						
住宅に関する権原	☐ 所有権 ☐ 賃借権 ☐ 使用賃借による権利						
所有権以外の場合	住宅の所有者	氏名					
		住所					
		電話番号					
	期間	(期間の定めがある場合)					
		年	月	日～	年	月	日
最寄りの公共交通	線	駅より徒歩		分			
	線	駅より徒歩		分			
	バス	停留所より徒歩		分			
	バス	停留所より徒歩		分			

※1 補助金活用予定者として決定された場合は、速やかに住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録する必要があります。

4 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の規模、設備及構造等

総住戸数	戸			
応募住戸数※2	戸			
住戸番号				
住宅の区分	☐ 一般住宅 ☐ 一般住宅（台所等一部共用） ☐ 共同住宅型（シェアハウス等）			
住戸面積 設備等	詳細は別添1のとおり ※共同住宅型の場合は別添2のとおり			
構造等	構造	造	建て方	戸建て・共同・長屋
	階数	階建て	エレベーター	☐ 有 ☐ 無
着工又は竣工年月	☐ 着工 ☐ 竣工 年 月			
その他	☐ 建築基準法に違反していない ☐ 建築基準法の検査後、法に違反する増築などの工事等をしていない ☐ 消防法に違反していない ☐ 新耐震基準に適合している			

※2 1棟かつ1団地当たりの上限戸数は5戸です。

5 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の予定額 共益費の予定額 敷金の予定額	詳細は別添1のとおり ※共同住宅型の場合は別添2のとおり		
空き室である期間	年 月～		
入居可能時期	☐ 手続き後即入居可能		☐ 年 月以降入居可能
	☐ 年 月から入居中		(現入居者を対象者として家賃低廉化補助の適用を受けようとする場合)
賃貸借契約の形態	☐ 普通建物賃貸借契約 ☐ 終身建物賃貸借契約		
保証人等の条件	☐ 連帯保証人が必要 ☐ 家賃債務保証業者の保証が必要 ☐ 連帯保証人又は家賃債務保証業者のいずれかが必要 ☐ その他 ()		
管理の方法	☐ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託		
管理業務の委託 する場合	管理業務の 委託先	名 称	
		所在地	
		電話番号	

6 改修費補助を受けようとする場合

入居対象世帯	☐ 月額所得が38万7千円以下の住宅確保要配慮者（被災者世帯を除く。） ☐ 被災者世帯		
改修工事の概要	詳細は別添3のとおり		
改修費補助額	補助対象工事額	万円(予定)	改修費補助額 万円(予定)
活用実績(R3年度)	☐ 有 ☐ 無		
有の場合の戸数	戸		
被災者向け住宅 としての登録	災害が発生した際に、被災者向け住宅として活用できるものとして福岡市に ☐ 事前登録している ☐ 事前登録していない (※居住のために最低限必要な改修工事を実施する場合は、登録が必要です。)		
他制度に基づく 補助金交付の有無	当該改修工事にし、過去に改修及び調査設計計画に係る他制度に基づく 補助金の交付を ☐ 受けたことがある ☐ 受けたことがない		

7 家賃低廉化補助を受けようとする場合

入居対象世帯	☐ 月額所得が12万3千円以下の次に掲げる世帯で、当該住宅に入居又は住み続けることで居住水準の向上が図られる世帯	
	住宅確保要配慮者の属性	範囲・条件等
	☐ 高齢者	
	☐ 障害者	
	☐ 低額所得者	
	☐ 子育て世帯	
	☐ 新婚世帯	
	☐ 被災者世帯(災害から3年以内)	

8 家賃債務保証料等低廉化補助を受けようとする場合

入居対象世帯	☐ 月額所得が15万8千円以下の次に掲げる世帯で、当該住宅に入居することで居住水準の向上が図られる世帯	
	住宅確保要配慮者の属性	範囲・条件等
	☐ 高齢者	
	☐ 障害者	
	☐ 低額所得者	
	☐ 子育て世帯	
	☐ 新婚世帯	
	☐ 被災者世帯(災害から3年以内)	
家賃債務保証業者	商号又は名称	
	所在地	
	登録番号	国土交通大臣 号
保険業者	商号又は名称	
	所在地	
居住支援法人	商号又は名称	
	所在地	

9 居住支援団体等の連携の有無

連携の実績	☐ 有 ☐ 無
有の場合 その内容	

10 その他特記事項（アピールポイントなど）

自由記入欄	○物件のアピールポイント
	○住宅確保要配慮者への支援
	○その他